

さいたま市

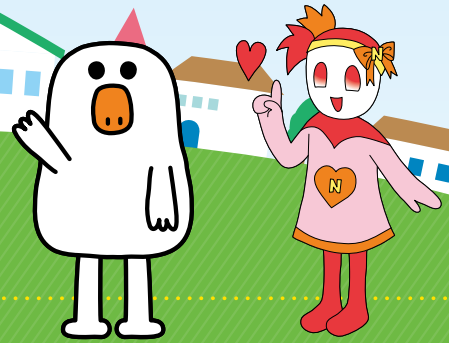
誰もが共に暮らすための

障害者の権利の擁護等に関する条例

(ノーマライゼーション条例)

☑ 条例のポイント

- ① 障害のある人も、みなさんと同じ市民のひとりです。
- ② 障害のある人の権利を守ります。
- ③ 市は、障害のある人が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要なサポートをします。



ステップ 1 条例の基本となる決まり

1 目的

(第 1 章第 1 条)

どうしてこの条例がつけられたの？

障害のあるなしに関係なく、すべての市民がかけがえのない人として認めあい、権利を守りあうことによって、安心して生活をおくることのできる地域社会をつくることをめざすものです。

市は障害のある人への差別と虐待を禁止し、障害のある人が自分で考え決めることや、社会でさまざまな活動をするのを助けます。

2 定義

(第 1 章第 2 条)

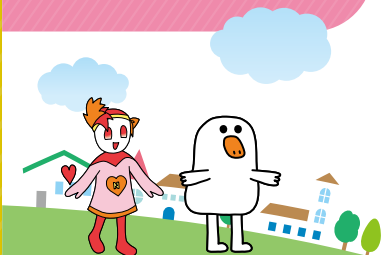
1 障害ってなに？

この条例で「障害」とは身体障害、知的障害、精神障害、発達障害などをはじめ、心や体のはたらきがうまくいかないために、毎日の生活や社会で活動するために助けが必要な状態のことをいいます。

この条例では、その部分に加えて、個人に問題があるのではなく、周りの環境によって制約を受けている状態を「障害」としてとらえています。この考え方を「社会モデル」といいます。

たとえば…

左ききの人が、会社が右きき用の道具しか用意できないために働くのを断られた結果、毎日の生活に困るようになってしまった場合、その人は周りの人や環境によって制約を受けており、障害のある人となります。



この条例で「障害者」とは前のページの1「障害ってなに？」で示した障害のある市民のことをいいます。障害の種類には次のようなものがあります。

身体障害

体の一部がうまくはたらかない障害。

- 肢体不自由** … 事故や病気によって手や足がなかったり、動かしにくかったりする障害。
- 視覚障害** … 目が見えなかったり、色がわかりにくかったりすることによって、情報を得ることが難しくなる障害。
- 聴覚障害** … 耳が聞こえない、または聞こえにくいことによって、ほかの人とコミュニケーションがとりづらくなる障害。

精神障害

精神のはたらきが不安定で、地域社会で生活しづらくなる障害。

高次脳機能障害

病気やけがなどで脳に傷を受けることによって、忘れっぽくなったり、集中力がなくなったり、感情的になってしまったりする脳のはたらきの障害。

内部障害

内臓のはたらきがうまくいなくなる障害。

知的障害

成長していく中で、何らかの原因によって知的な遅れが生まれ、地域社会で生活しづらくなる障害。

発達障害

さまざまな原因によって、生まれつきまたは小さい頃に現れる脳のはたらきの障害。

難病

原因や治し方がわからなかったり、長い間介護をしなければならないような病気。

合理的配慮って何？

合理的配慮とは、障害のある人が障害のない人と同じように活動ができるように、その人の障害の特性にあわせたさまざまな手立てを行うことです。

たとえば…

- ★車いすに乗る人のために段差があるところに、スロープを設置すること。
- ★障害のある人が安全に外出できるように、音声信号や点字ブロックなどを設置すること。

差別って何？

日常生活

- ★障害のある人の個人的な事柄を、勝手に誰かに教えてしまうことで、障害のある人にいやな思いをさせること。
- ★障害のある人やその家族に断りなく病院に障害のことを問いあわせたり、障害のある人が教えたくないことを勝手に周りの人にいいふらすこと。

教育

- ★正当な理由もなく、障害のある人が必要とする勉強をさせないこと。
- ★障害のある人のために何らかの手立てをしないと、勉強ができなかったり、試験を受けることができなかったりすることがわかっているのに、必要な手立てを行わないこと。

仕事

- ★正当な理由もなく、障害があるというだけで、雇うことを断ったり、障害のある人が損をするような決まりを押しつけること。
- ★きちんと仕事ができているのに、障害があるというだけで仕事をやめさせること。

サービス

- ★障害のある人が、レストランで食事をしようとしたときに、正当な理由もなく、入店を断ること。
 - ★車いすに乗っている人が、アパートを借りるための申込をしたときに、正当な理由もなく、大家さんが貸すのを断ること。
- ※サービスとは、保健や医療、福祉サービス、買い物などがあります。

建物・公共交通機関

- ★みんなが利用するために作られた建物、施設、公共交通機関（電車、バス、タクシーなど）を利用しようとするときに、障害を理由にして、これらの利用を断ることや一部しか利用できないようにすること。
- ★みんなといっしょに泳ぐことができるのに、障害があることだけを理由に、みんなと同じプールで泳ぐのを断ること。
- ★車いすに乗っている人から乗車の手伝いをお願いされたときに、混雑もなく安全に乗ることができるのがわかっているのに、手伝いや乗車を断ること。

情報提供

- ★正当な理由もなく、障害を理由にして、障害のある人が必要とする情報を与えなかったり、一部の情報しか教えないこと。
- ★視覚障害のある人に対して、必要な情報を書面でしか知らせないこと。

コミュニケーション

- ★障害のある人が自分の考えや気持ちをまわりの人に伝えようとするとき、正当な理由もないのに、障害を理由として、それぞれの人にふさわしい方法（メール、ファックス、手話、点字など）でコミュニケーションをとろうとしなかったり、一部の方法に限ったりすること。
- ★聴覚障害のある人が参加することがわかっている会議に、要約筆者や手話通訳者を呼ばないこと。

5 虐待って何？

身体的虐待

- ★障害のある人の体を傷つけるか、傷つけるおそれのある暴力をふるうこと。
- ★冬に外にしめ出すこと。部屋に閉じこめて出られないようにすること。

心理的虐待

- ★障害のある人にひどい暴言を吐いたり、無視したりすることによって心を傷つけること。
- ★障害があることを理由に仲間はずれにしたり、いじめる、わざと無視をすること。

経済的虐待

- ★障害のある人の財産（お金、土地、建物など）を勝手に使ってしまったたり、横取りしたり、売り払ったりすること。
- ★障害のある人が生活するのに必要なだけのお金を渡さないこと。
- ★障害のある人の貯金や年金を勝手に使うこと。

性的虐待

- ★障害のある人の気持ちをふみにじって、性的ないやがらせをしたり暴力をふるうこと、結婚などを妨げること。
- ★無理やり体をくっつけたりすること。



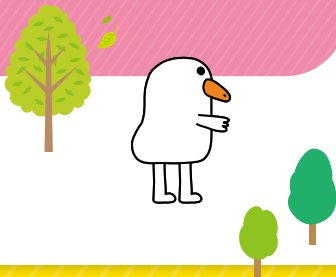
ネグレクト

- ★自分で食事を作ることができないのに、食事を用意しないで長い時間放っておくこと。
- ★自分でお風呂に入ることができないのに、お風呂に入る手伝いをしないこと。

セルフネグレクト

- ★日常生活をおくるのに必要なことをする意欲や能力がなくなり、自分の健康や安全が守れなくなること。
- ★必要な食事をとらず、病院に行かないこと。
- ★家族や近所の人を避け、かかわらないようにすること。

3 条例の 基本理念



1

差別や虐待をなくすためには、市民のみんなが、障害のある人が自分らしく生きる権利をかけがえのないものとして守り、それぞれの障害に対する正しい理解をもつことが必要です。

2

障害のある人の権利や暮らしを守るためには、障害のある人が自分で決めて選んだことを大切にしながら、みんなが協力して、障害のある人が社会で活動できるように助けてあげることが必要です。

3

障害のある人は、地域のさまざまな活動に参加をすることで、その人にふさわしい役割を果たしながら地域社会の一員として暮らしていきます。



4 市の責務

(第1章第4条)

市はどんなことをするの？

市は、さまざまな法律をうまく活用し、市役所の人たちみんなが協力しあうことによって、障害のある人の権利を守り、障害のある人が社会でさまざまな活動をすることを支えるためのさまざまな取り組みを、計画的に進めていきます。

5 市民の責務

(第1章第5条)

私たちはどうすればいいの？

みなさんは、障害のある人をよく理解し、障害のある人の権利をかけがえのないものとして守り、みんながいっしょに気持ちよく安心して暮らすことのできる地域をつくりあげるように努力しなければなりません。



ステップ2 差別や虐待が起きた時の決まり

1 差別の禁止

差別は禁止です！

障害のある人は、自分が差別されたと思ったときには、差別をした人に対して注意をするように、市にお願いをすることができます。市は、実際に起こったことを調べて、必要と思われるときは差別をした人に対して注意をします。

2 虐待の禁止

虐待は禁止です！

虐待をされている障害のある人を発見したら、すぐに区役所の支援課が各区の障害者生活支援センターに通報してください。

ステップ3 障害のある人が地域で暮らしていくための支援

市が 取り組む べき事柄

- ① 総合的な支援
- ② 成年後見制度などの利用の支援
- ③ 居住の場所の確保
- ④ 意思疎通などが困難な障害のある人への支援
- ⑤ 障害のある人の移動の支援
- ⑥ 生まれたときからの支援、教育を受けることや働くための支援



★ノーマライゼーション

障害のある人の住まいをはじめ、学ぶこと、働くことや趣味やスポーツなど、ふだんの暮らしをできるかぎり障害のない人と同じようにすること。

★バリアフリー

障害のある人や高齢の方などが社会で生活する上で、妨げとなる段差などの物理的な障害を取り除くための手立て、もしくは実際に障害を取り除いた状態のこと。

★ユニバーサルデザイン

言葉や文化の違い、年齢や性別といった違い、障害のあるなしに関わらず、誰にでも利用することができる建物や製品、情報提供の設計やデザインのこと。

発行：

さいたま市障害者施策推進本部

事務局：

さいたま市福祉局障害福祉部障害政策課

TEL：048-829-1306

FAX：048-829-1981

